

(5) 小規模企業対策等

- ① 設備近代化資金貸付事業及び設備貸与事業における貸付・貸与の限度額を引き上げるほか、設備貸与事業について、対象となる業種、設備の拡充を行うとともに割賦損料、リース料率の引下げを行う。
- ② 小規模企業の活力を支援するため、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に基づき、商工会等が行う小規模事業者の事業の共同化等に寄与する施設の設置を円滑に推進することとし、全国各地において、商工会等を対象に当該施設の設置に関する研究会の開催等を行う。
- ③ 中小企業の機械設備の導入を促進するため、中小企業信用保険公庫における機械類信用保険制度の対象となる機械類の拡充を行う。

3. 農業の国際化対応のための緊急対策

ガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意による新たな国境措置が導入されることを踏まえ、担い手の確保を含め効率的・安定的な経営体の育成等を通じた農業の体質強化を緊急に推進し、望ましい農業構造を実現するため、低コスト生産の実現、経営の複合化等に資する総額2,300億円の公共投資の追加、農林漁業金融公庫等における農業の経営規模拡大等に資する資金の融資枠の拡大等を内容とする国際化対応緊急農業対策を講ずる。

4. 雇用対策

本対策による経済の活性化を通じ雇用の拡大を図るとともに、最近の雇用失業動向を踏まえ、雇用の安定に万全を期するため、雇用支援トータルプログラムを速やかに実施

するなど、次のとおり、総合的な雇用対策を推進する。

(1) 企業の雇用維持支援の強化等による失業の予防

企業の雇用維持努力を一層支援するため、雇用調整助成金制度の一層の拡充や新分野開拓等による企業の中長期的な雇用維持努力への支援を行うとともに、出向支援システムの整備、職種転換のための能力開発の支援等を行う。

① 雇用調整助成金制度の拡充等

雇用調整助成金の支給対象となる業種の指定基準について、経済の調整過程の長期化に対応した大幅な緩和措置を講ずるとともに、緊急雇用安定地域等の機動的指定を行う等、制度の一層の活用・充実を図ることにより、失業を予防し、教育訓練、出向、一時休業による企業の雇用維持努力を支援する。また、新分野開拓等の事業再構築を通じた雇用維持を支援するための助成制度を創設する。

② 出向支援システムの整備

失業を経ない労働移動を円滑化するため、出向者を受け入れた事業主に対する助成制度の創設、産業雇用安定センターによる機動的な出向の斡旋や情報の提供等により、中高年齢ホワイトカラー労働者等の産業、企業間における出向を支援する。

③ 職種転換のための職業能力開発の支援

中小企業の事業転換等に伴い必要となる能力開発に対する助成金等の助成率を引き上げるとともに、職業能力開発サービスセンターにおける相談援助体制の強化を行う。

(2) 離職者の再就職促進等

離職者の失業期間をできる限り短くし再就職を促進するため、中高年齢離職者に特に手厚い配慮をした特定求職者雇用開発助成金制度の拡充、再就職手当の拡充を通じた雇用保険受給者の再就職意欲の喚起、合同選考会の機動的開催、女子・高齢者等に対する職業訓練の拡充等を行うとともに、男女間の雇用機会の均等に配慮しつつ、新

規学卒者等に対する就職支援対策を実施する。

(3) 地域雇用対策の強化等による新たな雇用機会開発への支援

雇用機会が不足している地域等において魅力ある雇用機会を創出するため、大規模雇用開発促進助成金制度、地域雇用環境整備助成金制度、地域雇用開発助成金制度等の拡充や、雇用を増大させつつ労働時間を短縮する中小企業への新たな助成等により、地域、中小企業における新たな雇用機会の開発を支援する。また、雇用開発のための具体的な構想の策定に対する支援等を通じ農山村における雇用安定を図る。

(4) 高年齢者等の雇用就業機会の確保

高年齢者の雇用機会の開発・確保を図るため、高年齢者多数雇用特別奨励金制度を拡充するとともに、障害者の雇用の促進と安定を図るため、特別定着指導等を実施する。

5. 金融・証券市場に関する施策

(1) 資金の円滑な供給

- ① 中小企業を含む企業の資金需要に適時適切に対応できるよう、民間金融機関に対して、融資態勢を一層強化するよう要請する。
- ② 担保に余裕のない中小企業に対する融資に係る信用保証協会の信用保証制度について弾力的運用の強化を行う。
- ③ 金融機関が、株式市場の動向を踏まえつつ、優先株や永久劣後債の発行等自己資本充実手段の多様化を図ることにより、自己資本の一層の充実に努めるよう求める。
- ④ 最近の地価動向等を踏まえて、良質な住宅宅地供給や土地の有効利用を促進するため、実需に見合った土地取引に必要な資金を円滑に供給する観点から、当分の間、

土地関連融資に係るいわゆるトリガー方式の適用を停止する。

- ⑤ 銀行の自己資本比率規制における地方公共団体向け債権のリスク・ウエイトを、その実態に即して引き下げ、地方公共団体の民間からの資金調達の一層の円滑化を図る。

(2) 不良資産の処理促進

- ① 金融機関による株共同債権買取機構への買取債権の積極的な持込みを推進することにより、金融機関の不良債権に係る損失の早期処理を促進する。

また、同機構が、金融機関による担保不動産に係る権利関係の調整に協力するとともに、地方公共団体等に対して不動産情報を積極的に提供することにより、担保不動産の処分を促進する。

さらに、競売手続の円滑な活用を図るための環境整備についても検討する。

- ② 金融機関が不良債権の実態に即した必要な償却を行うとの趣旨を徹底し、償却の一層の促進を図るとともに、そのための当局の体制についても引き続き充実・強化に努める。

また、最近における不良債権の実態にかんがみ、引当制度の運用を改善し、貸倒れには至っていないものの回収に危険のある債権についても、金融機関自らの判断によりリスクに応じた必要な引当が行われるようにする。

(3) 金利減免債権の流動化

関係金融機関が各ノンバンク等の再建計画と整合性をとりつつ、財務体質の改善を図るため、特別目的会社（再建計画の実行を管理する会社）を設立し、これに対して金融機関が抱えるノンバンク等向け金利減免債権を流動化することについて検討する。

(4) 証券市場の活性化

- ① 自己株式の取得に関する規制の緩和について、今国会に関連法案を提出すべく引き続き検討を進める。
- ② 時価発行公募増資の再開等、証券市場、証券取引に係る手続きの簡素化、規制の緩和等を引き続き推進する。また、今後の株式市場の状況等をも見極めつつ、企業の新規公開（上場及び店頭登録）の一層の促進について早急に検討を行う。

(5) 金融政策の機動的運営

内外経済動向及び国際通貨情勢等を注視しつつ、金融政策の適切かつ機動的な運営を図る。

Ⅲ. 経済活力の喚起のための発展環境整備

1. 規制緩和等の推進

(1) 規制緩和等の実施

「総合的な経済対策の推進について」（平成5年4月13日経済対策閣僚会議決定）に基づく許認可等の見直し結果を踏まえて、「今後における行政改革の推進方策について」（平成6年2月8日行政改革推進本部決定）に盛り込まれたとおり、各般にわたる公的規制の緩和等を実施する。このうち、特に新規事業の創出や事業の拡大等、競争の促進や価格の弾力化等を通じた市場の効率化、市場アクセスの改善を通じた輸入の促進、申請負担の軽減による経済コストの削減等の経済的効果を期する観点から、別紙に掲げる事項をはじめとした規制緩和等を実施する。

(2) 規制緩和等の計画的な推進

(1)の措置による成果をも踏まえ、引き続き、公的規制がもたらす国民や企業の実質

的な負担や制約を軽減し、国民生活の質の向上や民間活力の発揮を確保するため、今後とも公的規制の見直しを進めることとし、平成6年度内に、5年を期間とする規制緩和を推進するための計画を策定する。

2. 新規産業創出の促進と発展への支援

国民のニーズの変化や新たな技術開発等が進行する中で、内需主導の国際調和型の産業構造の形成や国民生活の質の向上等に資する新規産業の発展を支援し、創造的な事業展開を促すため、次の措置を講ずる。

(1) 新分野展開を支援するための融資制度の創設等

- ① 産業構造調整を進めつつ中長期的発展基盤の強化を図るため、開発・生産体制の集約化を行うとともに、雇用の確保や下請関連企業の行う事業に特段の配慮を行っている企業による新技術開発及び新分野進出事業を支援する低利融資制度を日本開発銀行等に創設する。

また、規制緩和措置の実施に伴い創出される新規事業への投資や既存事業への新規参入投資を促進するための融資制度を日本開発銀行等に創設する。

これらにより1,000億円程度の貸付枠を追加する。

- ② 新商品の生産や新たなサービスの提供を行う事業の資金調達環境の円滑化により、経済環境の変化に即応した産業分野の開拓を図るため、特定新規事業実施円滑化臨時措置法に基づく産業基盤整備基金等の助成措置について、再保証の弾力化、出資対象企業の拡大等所要の運用改善を行う。

(2) 新分野事業創出の契機となる情報化、研究開発等の推進

新たな事業分野の創出に資するデータベースやソフトウェアの整備、研究開発、人

材の育成等を推進する。

また、情報通信分野においてニュービジネスの創出を図るため、簡易型携帯電話システムの事業化、CATV等地域情報通信市場の活性化などを推進する。

(3) 中小企業の新規事業創出等のための支援措置

中小企業の新規事業創出等を支援するため、新事業育成貸付制度を中小企業金融公庫において創設するとともに、特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法に定める特別中小企業者等に対する税制上の支援措置を講ずる。

(4) 新規発展産業に関する政策的対応のあり方と将来への展望

情報通信関連、住宅関連、都市関連、エネルギー関連、環境関連、福祉関連をはじめ、将来的な発展が期待され、かつ、今後の国民生活の質の向上や雇用機会の開発につながる分野の産業について、各分野において、適切な政策的対応のあり方やその将来展望とともに、産業構造の姿を明らかにする。

(5) 競争政策の新たな展開

我が国経済における公正かつ自由な競争を一層促進し、競争制限的な民間慣行を厳格に排除するために、審査体制の一層の整備等からなるカルテル規制の強化を行う。

また、企業のリストラクチャリングの環境を整備する観点から、経済実態を考慮しつつ、合併、株式保有等に関する事務処理基準を明確化する等規制の一層の透明性の確保や、合併、株式保有等に関する届出等の簡素化について、所要の検討を行う。さらに、新規事業を育成する環境を整備する観点から、ベンチャーキャピタルの許容される活動範囲についての明確化の検討を行う。

- ④ 国民金融公庫、中小企業金融公庫等の輸入品販売円滑化貸付につき、引き続き、低利融資を行う。

(2) 政府調達手続の改善

ガット政府調達協定改訂交渉の合意（平成5年12月15日）に基づき、今後、政府調達に関する協定の対象となる調達及び機関の範囲を拡大していくとともに、一般競争入札による調達機会の増大、政府調達に関する情報を内外の企業に対しより便利な形で提供するための体制の整備、公正かつ独立した審査体制による苦情処理手続の早急な整備のための所要の準備の推進等アクション・プログラムの一層の推進を図ることにより、我が国の政府調達手続における一層の透明性を確保し、公正な競争の機会を増大させるものとする。

(3) 市場開放問題苦情処理体制（OTO）の活用

市場アクセスの一層の改善に資するため、「市場開放問題苦情処理体制の整備について」（平成6年2月1日閣議決定）により本部長を内閣総理大臣とすることとされた市場開放問題苦情処理対策本部や市場開放問題苦情処理推進会議の機能を積極的に活用する。

(4) 開発途上国への支援等

開発途上国への支援については、政府開発援助第5次中期目標及び開発途上国への資金協力計画に沿って着実な拡充を図るとともに、開発途上国の直面する経済困難、多様化するニーズに対応するとの観点から、引き続き、即効性の高いプロジェクトへの協力を積極的に推進する等、適正かつ効果的・効率的な途上国援助の実施を図る。また、国際的な相互理解の増進等を一層促進するための体制の充実に引き続き努める。

3. 地域の視点に立った経済の活性化

地域の特性と創意を生かし魅力にあふれた特色ある地域づくりを進めるとともに、各地域の経済活力の発現を通じた経済の活性化を図ることが重要である。このため、各地域経済の実情を踏まえて公共投資等の拡大を行うほか、各種地域開発等に関連する許認可等事務手続きの迅速化等を図りつつ、業務核都市や大阪湾臨海地域の整備等大都市地域の秩序ある整備を進めるとともに、地方拠点都市地域の整備等地方圏の発展の拠点となる都市地域の機能強化や、広域的な生活圏相互の交流を円滑にし拡大する高規格幹線道路、鉄道、航空等の高速交通ネットワーク等の整備を引き続き計画的に進める。

4. 調和ある対外経済関係の形成

これまでに掲げた諸施策を通じる内需拡大や、ガット・ウルグァイ・ラウンド交渉の結果締結される諸合意の実施に向けた着実な努力に加え、内外無差別及び公正かつ開放的な市場の形成、輸入の促進、対日投資の促進、開発途上国支援等による国際社会への貢献を通じ、調和ある対外経済関係の形成を図る。

(1) 輸入の促進

- ① 外貿ターミナル等輸入関連インフラの整備を推進するとともに、輸入促進地域（フォーリン・アクセス・ゾーン）の整備を推進し、これと関連して、総合保税地域制度の活用を図る。
- ② 良質かつ安価な住宅の輸入を促進するため、引き続き、輸入住宅の常設展示場の確保を進める。
- ③ 外国企業等の対日輸出及び対日投資努力を総合的かつ強力に支援する総合輸入促進センターを増設する等日本貿易振興会の輸入促進機能の強化を図る。

(別紙)

主要な規制緩和等事項

1. 新規事業の拡大・事業拡大等の促進等

- ・ 農住組合の設立の認可要件の緩和
- ・ 医療法人の業務・資産及び病院等施設に関する規制の緩和
- ・ 電気事業に関する規制の在り方の見直し
- ・ 空調用等吸収式アンモニア冷凍装置に対する警報・除害装置等の義務付けの廃止
- ・ 航空機の修理改造認定事業場における確認の範囲の拡大
- ・ 一般放送事業者の行うBSテレビジョン放送について総合放送規制の適用除外
- ・ 衛星系のテレビジョン音声多重放送(独立利用)についてマスメディア集中排除原則の適用除外
- ・ 住宅の地下室に係る容積率の規制の緩和
- ・ 容積率特例制度について住宅に着目した運用弾力化
- ・ 木造建築物の延べ面積制限の緩和
- ・ 土地区画整理事業の技術基準の柔軟化等による地域特性への配慮

2. 競争の促進・価格の弾力化等

(1) 公共料金の弾力化・多様化等

- ・ 鉄道事業のグリーン料金、寝台料金等の認可の届出化
- ・ スキーリフト等特殊索道の運賃・料金の届出の廃止
- ・ 路線バス事業の営業政策的な割引運賃等の認可の届出化
- ・ 一般旅客定期航路事業の営業政策的な割引運賃等の認可の届出化
- ・ 国内定期航空運送事業の営業政策的な割引運賃、スーパーシート料金等の認可の届出化
- ・ トラック事業に係る運賃・料金の届出規制の緩和

- ・ 第1種電気通信事業者の料金認可の不要範囲の拡大
- ・ 自動車・携帯電話の料金の多様化・弾力化

(2) 選択機会の拡大等

- ・ 外国法事務弁護士の受入れに関する規制の緩和
- ・ 給水装置に係る型式承認、検査等の見直し
- ・ 石油製品に係る規制の在り方の見直し
- ・ 模型ロケット（一定量以下のもの）についての火薬類取締法の規制の緩和
- ・ 鉄道事業におけるイベント時等の臨時列車による運行計画の変更届出の廃止
- ・ 路線バス事業におけるイベント時等の臨時便運行の際の届出の廃止

(3) 金融・証券の自由化等

- ・ 証券会社店舗規制の緩和
- ・ 証券投資信託財産の運用制限の緩和
- ・ 居住者外貨建海外預金に係る規制緩和
- ・ 対外及び対内証券投資に係る規制緩和

3. 市場アクセスの改善・手続きの簡素化

- ・ 本船通関、予備審査の適用対象の拡大等による通関手続の迅速化・簡素化
- ・ 通関手続と輸入関係他法令手続の一体的処理の簡素化
- ・ 関税等包括納期限延長制度における担保対象の拡大等
- ・ 航空機の入出港手続について航空NACCSによるシステム処理を可能化
- ・ 個人輸入手続の円滑化・迅速化
- ・ 医療用具（機器）の製造・輸入に関する規制の見直し
- ・ 試験研究用医療用具、治験用医薬品等の薬監証明手続の簡素化
- ・ 動物用ワクチン（一部のもの）の輸入割当ての廃止
- ・ 自動車用エアバッグガス発生装置の高圧ガス容器の輸入検査の廃止

4. 申請者等の負担軽減等

(1) 検査等負担の軽減

- ・ 液化石油ガス器具の検定抜取り個数の削減
- ・ 液化石油ガスの供給設備検査の簡略化及び消費設備調査方法の合理化
- ・ 船舶搭載救命用無線設備等に対する船舶安全法、電波法の両検査に係る検査データの相互活用等
- ・ 無線局の定期検査省略対象の拡大

(2) 手続等負担の軽減

- ・ 犬の登録期間の延長
- ・ 医薬品等製造所の製造品目の変更追加許可の不要範囲の拡大
- ・ 医薬品等の製造、輸入の承認権限の都道府県知事への委譲
- ・ 農業共済団体、漁業共済組合の事業報告書等の提出の廃止
- ・ 膀胱結石治療用火工品に対する火薬類取締法の適用除外
- ・ 繊維品の輸出承認制の緩和
- ・ 路線バス事業における天災等の場合の他の路線による事業経営等に係る届出の廃止
- ・ 船名変更の許可の廃止
- ・ 専用鉄道の設置等に係る届出の廃止
- ・ 港湾運送事業者等の名称等の変更等の報告、倉庫業者の臨時報告書の提出等の様式の統一及び窓口の一本化
- ・ 中継系伝送路設備の変更に関する届出範囲の拡大
- ・ 技能講習修了証の統一等